

厚生労働大臣
加藤勝信 殿

2023年5月24日
全国自立生活センター協議会
東京都八王子市明神町 4-11-11 シルクヒルズ大塚 1F
代表 平下耕三
精神障害プロジェクト一同

滝山病院の看護師による患者暴行事件に関する抗議及び要望

私たちは全国 120 か所にある、障害者の権利擁護と地域での自立生活を実現する「自立生活センター」の集まりです。私たちは障害の種別を問わず、人として尊厳をもって地域で自立生活することをサポートし、また地域社会の変革に取り組んでいます。2022年4月に滝山病院の看護師が患者に暴行をはたらいた容疑で警察に逮捕され、その後も3人の看護師が逮捕される事件がありました。患者を支援する代理人弁護士の2月17日の記者会見では、「患者約10人から、虐待を受け、退院したいとの相談があった。少なくとも10人以上の職員が暴行や暴言などの虐待行為を行った可能性がある。被害にあった患者は少なくとも20名になる」と指摘されています。音声データには「もっと本気で行くぞ。腕の骨折るぞ」などの録音もされ、その後2月25日にNHKで放送されたETV特集「ルポ 死亡退院 ～精神医療・闇の実態～」では面会時に弁護士に泣きながら「連れて帰ってほしい」と訴えた患者が病室に帰ると看護師らしき人物数名が取り囲むように「お前弁護士に何話したんだよ」「誰が弁護士入れたの」と詰問するように詰め寄っています。その後その患者さんは1か月後に亡くなっています。虐待との因果関係は分かりませんが、少なくとも相当な精神的肉体的苦痛を受けていた可能性があります。その他明らかにされた内容はあまりにも衝撃的でした。滝山病院は以前から死亡退院者の割合が100%の年があり、通常では考えられない数字となっています。東京都の2022年の6月の実地調査では「国から求められている看護師らを対象にした虐待や人権に関する研修を、十分に行っていない」と口頭指導を受け、今回の事件後には改善命令も受けています。また医院長の朝倉重延氏は2001年当時埼玉県の朝倉病院で約40名の患者に不必要な治療をし、死に至らしめ、同年に朝倉病院は廃院になっています。朝倉氏はその後、滝山病院に院長として復帰し今回の事件が発覚しました。私たちは障害当事者として激しい怒りと憤り、深い悲しみを抑えることができません。病院内の虐待を見過ごし、人権侵害を放置した管理者責任を追求するとともに、患者を非人道的に扱った朝倉重延氏、理事、現場職員全てに厳重抗議し、滝山病院の解体を強く求めます。

また東京都は昨年、虐待の通報を受け計4回の立ち入り調査をしていますが、虐待を発見することができませんでした。現在のところ、虐待の発見は通報などを受けてから、実地調査などを行いますが、その際に実地調査の予告をあらかじめ病院に通知するために、病院が虐待、身体拘束、カルテの改ざん記録、その他人権侵害事実を隠蔽することが容易に行えます。これでは調査の意味をなさず、被害者は虐待を受け続けることとなります。

さらに透析など身体的な治療を必要とする患者を受け入れる精神科病院が東京都、近隣の県には

他にないために、各市区町村の福祉課、福祉事務所、他府県を含めた他の精神科病院などから、安易かつ非人道的な転院、強制入院がなされています。特に生活保護受給者の入院率も高く、区の生活保護課と滝山病院が慢性的な癒着構造になっていると推測されます。これは病院利益の為の行為、福祉事務所、生活保護課などの人材不足や人権意識の乏しさを患者に押し付けるものであります。以上このことなどから私たち以下を要望します。

要望

- ① 滝山病院に入院中のすべての患者に精神的なケアを行ってください。滝山病院に入院し続けることは患者にとって恐怖と苦痛から逃れられない絶望感を与え続けるものです。退院・転院希望の調査を東京都が進めていますが、地域資源不足から退院が非常に難航していると報道されています。希望者に対する退院・転院を滞りなく進めるよう、都営住宅や近隣の県への移住、県営、市営住宅の活用、グループホーム、ヘルパー派遣、生活保護の受給、年金申請、地域のクリニック、A, B型就労支援施設との連携などを必ず行うよう、東京都に指導してください。すべての入院患者の健康状態を把握し、ほかの疾患がみつければ適切な治療につなげるよう、転院、通院の病院紹介を徹底させてください。
- ② 朝倉孝二理事長、朝倉重延院長、その他すべての理事、役員に対は今回の虐待事件を重く受け止め辞任し、病院の運営体制を一新するよう指導を東京都にしてください。
- ③ 朝倉重延医師と医療法人社団好山会 滝山病院に対し、健康保険法に基づき保険医登録と保険医療機関取り消しを命じてください。
- ④ 朝倉重延院長は2001年に朝倉病院で患者約40名を不必要な治療で死亡させ、また不当な身体拘束や非人道的な行為を行い、保険医の登録資格を消失しています。同病院は2001年に事実上の廃院となっています。しかしその後、医療法に基づき事件から6年以上経過後に再申請し再び保険医登録が行われています。滝山事件は保険医再申請の際にしっかりと調査、検討がなされ、保険医登録がされなければ起きなかった事件です。これは厚生労働省にもその責任の一端があります。健康保険法では、保険医の登録がなされない場合として「七十一条 四 前三号のほか、申請者が、保険医又は保険薬剤師として著しく不相当と認められる者であるとき」とあります。朝倉病院、滝山病院と2度の重大事件を起こし、監督責任、医師としての資質や人権意識の欠如、事件の重さ、社会的な責任などを鑑み、朝倉重延医師が、二度と保険医登録が行われないにしてください。
- ⑤ また精神科病院において、非人道的な行為、虐待、安易な身体拘束、社会的入院の改善がなされないなど患者へ著しい人権侵害を行った病院、管理者に対しては、同じような事態を引き起こ

さないために保険医の再申請が行われた際には、再登録がなされないようにして下さい。

- ⑥ 東京都は虐待通報があつてから、4回にわたり実地調査を行ったにもかかわらず虐待の事実を認めることができませんでした。これは実地調査が実質意味を成しておらず、虐待を受けている患者にとってどれほど絶望的な状況かはかり知れません。同じ当事者として人権を踏みにじられる行為を発見できないことに強い怒りが沸き起こります。

形だけの実地指導ではなく、必要に応じ抜き打ち調査、患者への聞き取り調査、監視カメラ映像の確認を定期的に行い、通報を待つだけでなく、積極的に外部から発見できるようなシステム構築を行うよう、東京都だけでなくすべての都道府県市区町村に指導・通達をしてください。

- ⑦ 患者や内部告発者から虐待等の通報が行われた場合は、通報者がさらなる虐待の対象とならないよう通報者の保護を法律化してください。

- ⑧ 病院が患者の通信及び面会の自由に制限をかけないように指導・監督してください。滝山病院では、弁護士との面会させない、面会したあとに看護師などから暴言・暴力を加えられていました。また、看護師に預けた手紙が投函されずにカルテに挟まれていた患者もいました。

現場の医師・看護師のみならず病院管理者、経営者を含めたすべての人に、改めて医療・精神医療の基本、人権教育・研修を直ちに行うよう指導してください。他の病院にも同じようなことがないように医療・精神医療の基本と人権教育・研修を制度化してください。

- ⑨ 滝山病院は外来診療もソーシャルワーカーの配置もほとんど無いと聞きます。地域から隔絶された環境は虐待の温床になります。都内のみならず、全国に他にも同じように地域に開かれていない病院がないかチェックしてください。医療従事者の学生の臨床実習を受け入れている病院を公開し、風通しの良い病院を評価・公表するようにしてください。

- ⑩ 滝山病院事件は、通報を受けた弁護士が介入したことから問題が発覚しました。しかし前述したように、患者の人権を守るべくアドボケイターが病院内に入ることは多くの精神科病院では未だ難しい状況にあります。弁護士、人権活動を行っている当事者団体、ピアサポーター、ずっと支援してきた支援者などが閉鎖病棟で聞き取り、支援ができるよう、面会の制限を設けることのないよう、すべての精神科病院、市区町村に通達してください。

- ⑪ 滝山病院のみならず、兵庫県の神出病院、栃木県の宇都宮病院など虐待が明るみに出るケースは氷山の一角だと言われます。虐待を生み出す大きな原因として、「精神科特例」があります。身体拘束や隔離が行われないためには十分な人員体制が必要であることは言うまでもなく、精神科病院においては、患者が感情をコントロールできない状態にある者もいるため、より多くの人材を必要とします。身体拘束、保護室への隔離、長期入院などの社会的入院は人員不足によるところが大きいです。精神科特例は1950年代に精神科病院を急激に増やすための策であり、この法律が今も存在し、虐待の原因になっていることは、患者の人権守り、患者本位ではなく、医療者の都合を患者に押し付けるものとして存在し、虐待や安易な身体拘束、長期入院許して

しまう大きな原因となっています。国連の勧告を実現するためにも精神科特例の廃止、一般科以上の人員配置を義務づけるよう精神保健福祉法を改正してください。

- ⑫ 滝山病院は生活保護受給者が多いことも知られています。これは所沢市など東京都下の市区町村の生活保護課、福祉事務所などが生活保護受給者を安易かつ習慣的に滝山病院への強制入院を行っていることに原因の一端があります。生活保護受給者が安易に精神科に強制入院されないよう、市区町村生活保護課に対し注意勧告し、病院と福祉課の慣習や癒着を防ぐように対策を取ってください。
- ⑬ 全国的に透析等の身体的医療行為ができる精神科病院に限られ、東京都では ICU がある病院は滝山病院しかないという状況です。しかも滝山病院の ICU、病室とも悪臭が立ち込め、劣悪であったと報道されています。なぜこのような状況が長い間ほおっておかれたのでしょうか。またこれでは自治体や他の精神科病院が滝山病院に問題があると知りつつ、治療する病院が他にないために患者を送り出すしかありません。

至急、東京都、また全国の市町村町に対し、精神科病院の入院環境に対する徹底した調査を行い、速やかに改善してください。

短期的には精神科病院における透析、ICU 等身体的医療行為ができる病院を増やし、各病院で対応できるようにしてください。また総合病院に精神科を併設してください。

将来的には単科精神科を廃止し医療法の中に精神科医療を組み込み、総合病院に精神科を入れてください。国連の勧告に即した精神医療改革を行ってください。

- ⑭ 精神的・身体的に弱っている患者にとって、またそもそも強制入院は本人の意思とは関係なく入院させることのできる法律で、不服があっても患者にはどうすることも出来ません。医療側に大きな権限がありすぎ、患者の人権が簡単に奪われる制度です。このことは国連障害者委員会からの勧告もなされ、国際的に非難を受けているところです。これは憲法で保障されている「基本的人権」を奪う行為にあたると考えられます。処遇改善申請、退院申請も十分に機能しているとはとてもいいがために、入院後は患者自らの意志で退院・転院ができず長期間患者の人権は奪われ続けています。精神科病院における人権侵害について、直ちに改善すべく、強制入院制度の廃止を実現してください。

以上14項目の要望に対し厚生労働省としての考え方、指針、方針等を含め、回答をお願いいたします。